様式３－２

# リ　ス　ク　分　担　表（案）

| 種　　類 | 内　　容 | 負担者 | |
|---|---|---|---|
| | | 市 | 指定管理者 |
| 物価変動 | 人件費、物品費等の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| | 光熱水費の変動に伴う経費の増 | | ○※ |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 周辺地域・住民及び施設利用者への対応 | 地域との協調 | | ○ |
| | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応 | | ○ |
| | 上記以外 | ○ | |
| 法令の変更 | 施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 | ○ | |
| | 指定管理者に影響を及ぼす法令変更 | | ○ |
| 税制度の変更 | 施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更 | ○ | |
| | 一般的な税制変更 | | ○ |
| 政治、行政的理由による事業変更 | 政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担 | ○ | |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能 | ○ | |
| 書類の誤り | 仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | 事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 資金調達 | 経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由 | ○ | |
| | 経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由 | | ○ |
| 施設・設備の損傷 | 経年劣化によるもの（一件 100 千円未満のもの） | | ○ |
| | 〃　　（上記以外） | ○ | |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（一件 100 千円未満のもの） | | ○ |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外） | ○ | |
| 資料等の損傷 | 管理者としての注意義務を怠ったことによるもの | | ○ |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの） | | ○ |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外） | ○ | |
| 第三者への賠償 | 管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 | | ○ |
| | 上記以外の理由により損害を与えた場合 | ○ | |
| セキュリティ | 警備不備による情報漏洩、犯罪発生 | | ○ |
| 事業終了時の費用 | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用 | | ○ |

※光熱水費の変動に伴う経費の増については、第一次責任は指定管理者が有するものとするが、光熱水費の変動が大きいと認められる場合に限り、協議することができる。